

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 佐藤 守 人

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 人事統括部法務部シニアマネジャー 五十嵐 孝之

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 人事統括部法務部シニアマネジャー 五十嵐 孝之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月26日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、永井正二、佐藤守人、佐藤浩一、大川信、鈴木淳一、平田祐二の6名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役として、大滝春彦、永井達哉、斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の6名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	501,196	4,639	0	(注)1	可決 97.63
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）6名選任の件					
永井 正二	490,349	15,486	0	(注)2	可決 95.51
佐藤 守人	490,344	15,491	0		可決 95.51
佐藤 浩一	490,723	15,112	0		可決 95.59
大川 信	490,699	15,136	0		可決 95.58
鈴木 淳一	490,788	15,047	0		可決 95.60
平田 祐二	490,699	15,136	0		可決 95.59

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件					
大滝 春彦	490,159	15,676	0	(注)2	可決 95.48
永井 達哉	490,159	15,676	0		可決 95.48
斉木 悦男	504,968	867	0		可決 98.36
富山 栄子	504,967	868	0		可決 98.36
島宗 隆一	504,998	837	0		可決 98.37
鈴木 北吉	504,998	837	0		可決 98.37
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	505,272	503	60	(注)3	可決 98.42
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	505,193	582	60	(注)3	可決 98.40
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件	488,889	16,946	0	(注)3	可決 95.23

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。